

「専利審査指南」の改正に関する説明

公布日：2025 年 11 月 13 日

一．改正の必要性

習近平総書記の知的財産権業務に関する重要な指示・論述の精神を踏み込んで徹底し、中国共産党第 20 回全国代表大会および第 20 期中央委員会第 2 回、第 3 回、第 4 回全体会議の精神を全面的に徹底して実行し、新分野・新業態の審査基準を整備し、イノベーション主体の専利権付与・権利確認業務に対する合理的な要望に積極的に応え、専利審査の質と効率を継続的に向上させるために、国家知識産権局は「専利審査指南」を改正した。

二．改正までの主な流れ

2025 年 4 月 30 日から 6 月 15 日まで、「専利審査指南（改正草案意見募集稿）」を一般公開し、意見募集を実施した。この期間に、調査研究・論証を幅広く実施し、社会の関心が高い問題について、さらに書面による意見募集、座談会、調査研究などの方法を通じて意見や提言を聴取した。各方面の意見を十分に検討・吸収・採用した上で、改正内容をさらに改善し、「専利審査指南（改正草案送審稿）」を完成し、国家知識産権局の局務会議において審議を経て採択され、2025 年 11 月 10 日に国家知識産権局令第 84 号として公布され、2026 年 1 月 1 日より施行される。

三．改正の主な内容

今回の改正は、需要を重視する方向性を堅持し、新分野・新業態における専利審査基準の整備に焦点を絞り、審査実務において早急な解決が必要で、かつ意見が比較的成熟して一致している内容について整備された。

（一）新分野・新業態の保護制度を整備し、産業のイノベーションをさらに促進する。

第 1 に、植物の品種の定義を明確化し、専利権の付与が可能な客体の範囲を拡大し、植物新品種制度との合理的かつ効果的な連携を図り、種苗産業における知的財産権保護を強化する。第 2 に、人工知能の倫理に関する考慮事項と判断基準を追加し、創造性審査の事例を示し、出願書類の記載要件を明確化し、人工知能技術の発展の需要に対応する。第 3 に、ビットストリームの専利出願審査に関する特別規定を追加し、専利権の付与が可能な状況を明確化し、ストリーミングメディア産業の急速な発展という新たな情勢に対応する。

（二）審査実務において早急な解決が必要な問題について、審査基準と規則を最適化する。

第 1 に、同日出願の処理方法を整備し、実用新案専利権を放棄する方法によってのみ発明専利権の付与を認めるものとし、立法の本来の趣旨に立ち返る。第 2 に、創造性条項の法の趣旨と本質的要件に基づき、請求項において技術的課題の解決に対して貢献しない特徴には、通常、技術的解決手段の創造性を認めないことを明確化し、審査効率の向上および専利出願の質の向上を図る。第 3 に、無効宣告請求の提出が請求人の真の意思表示ではない場合には受理しないことを明確化し、悪意による無効行為を規制する。

（三）審査実務における成熟した手法を固め、イノベーション主体をより十分に支援する。

第 1 に、必要に応じて審査するという理念および早期審査に関する規定を明確化し、イノベーション主体の実際の需要を満たす。第 2 に、分割出願において優先権を主張しない場合の審査規則を明確化し、分割出願人が優先権を主張する権利を保障する。第 3 に、出願人が審査基準を理解しやすくなるように、優先権譲渡に関する証明書類の提出要件を明確化する。

関連リンク：[「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定（局令第 84 号）](#)

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_66_202561.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェロが保証するものではないことを予めご了承ください。